



# 栃木県公報

令和7(2025)年  
7月8日(火)  
第619号

## 目次

### 告示

- 指定納付受託者の指定..... 577  
○栃木県営林産物売払規則第27条の規定に基づく延納利息の利率..... 577  
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 577

### 公告

- 令和7(2025)年度栃木県ふぐ処理者認定試験の実施..... 578

## 告示

### 栃木県告示第338号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7(2025)年7月8日

栃木県知事 福田 富一

- 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称
  - 主たる事務所の所在地  
神奈川県横浜市西区高島2-19-12
  - 名称  
株式会社カルティブ
  - 指定をした日  
令和7(2025)年6月10日
- 指定納付受託者に納付させる歳入の種類  
企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)寄附金
- 指定期間  
令和7(2025)年6月10日から令和8(2026)年3月31日まで

(総合政策課)

### 栃木県告示第339号

栃木県営林産物売払規則(昭和41年栃木県規則第17号)第27条の規定に基づき、延納利息の利率を次のように定め、栃木県営林産物売払規則第27条の規定に基づく延納利息の利率を定める告示(令和6年栃木県告示第370号)は、廃止する。

令和7(2025)年7月8日

栃木県知事 福田 富一

年1.70パーセント

(森林整備課)

### 栃木県告示第340号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和7(2025)年7月8日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
喜連川土地改良区	喜連川地区土地改良(維持管理)事業	令和7(2025)年6月24日

(農地整備課)

## 公 告

### ○令和7(2025)年度栃木県ふぐ処理者認定試験の実施

栃木県ふぐ処理等指導要綱(昭和63(1988)年9月1日施行)第4条第1項の規定により、令和7(2025)年度栃木県ふぐ処理者認定試験を次のとおり実施するので公告する。

令和7(2025)年7月8日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 試験の日時

令和7(2025)年10月19日(日)午前9時30分から12時30分まで

#### 2 試験の場所

宇都宮市平出町3580-3 アイ・エフ・シー調理製菓高等学校

#### 3 試験科目

##### (1) 学科試験

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

① 関係法規

② ふぐの種類と鑑別

③ ふぐの処理と鑑別

④ ふぐの一般知識

##### (2) 実技試験

ア ふぐの種類と鑑別

イ ふぐの処理と鑑別

#### 4 受験資格

次に掲げる学歴を有する者(次のいずれかに該当する者)

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条(高等学校の入学資格)に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

#### 5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書及び受験票は、令和7(2025)年7月8日(火)から、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において配布するもの、又は栃木県ホームページにおいて掲載する電子ファイルを日本産業規格A列4の白色用紙に印刷したものを使用すること。

##### (1) 写真及び受験票

受験票に写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦4.5cm、横3.5cmの大きさのもの)及び85円分の切手を貼り付け、所定の事項を記入する。

##### (2) 免除要件に該当する旨を証明する書類

学科試験のうち「水産食品の衛生に関する知識」の免除を希望する者は、免除要件に該当する旨を証明する書類(関係修了証、免許証の写しの場合、本証を栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課長が照合の上、確認する。なお、郵送により提出する場合は、宛先を明記した関係修了証等の返信用のレターパックプラス(600円)を同封すること。)

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と免除要件に該当する旨を証明する書類の氏名とが異なる

場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること(郵送により提出する場合で、戸籍謄(抄)本の返却を希望するときは、宛先を明記した返信用のレターパックプラス(600円)を同封すること。同封する返信用のレターパックプラス(600円)は合計1通で差し支えない。)

ア 食品衛生責任者については養成講習の修了証等

イ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定される食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格を取得するための要件を満たす者については、免許証、任用資格取得証明書、養成施設において所定の課程を修了していることを証明できる書類等

ウ その他衛生関係法規に基づく資格を有する者(栄養士、管理栄養士又は調理師)については、該当する免許証

## 6 出願期限及び提出先

### (1) 受付期間

ア 持参の場合

令和7(2025)年8月25日(月)から同年9月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで(提出先必着)

イ 郵送の場合

簡易書留で令和7(2025)年8月25日(月)から同年9月5日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける(ただし、令和7(2025)年9月12日(金)午後5時15分提出先必着とする。)

### (2) 提出先

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

## 7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

## 8 試験結果の発表

令和7(2025)年11月12日(水)午前11時から栃木県庁舎屋外掲示場及び栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には、ふぐ処理者認定証を発送する。

なお、電話等による問い合わせには、一切応じない。

## 9 受験手数料

33,000円

栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること。)

## 10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果(科目別及び総合得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参の上、これを提示すること。

(医薬・生活衛生課)